

[事案 22-51] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 3 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

変額個人年金保険に加入したが、商品内容の説明を一切受けておらず、被保険者の同意がな
いまま契約させられたものであるとして、契約取消しと既払込保険料の返還を求め申立てがあ
ったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 11 月、営業担当者から勧められて変額個人年金保険（保険料一時払）に加入
したが、その際、次のような不適切な募集行為があったので、契約を取り消し一時払保険
料を返還してほしい。

- (1) 営業担当者は、募集時に資料、パンフレット、設計書もないまま、言葉だけで以前募集
した他生命保険会社の保険商品と保障内容も受取方法も同じであると説明し、わずか 20
～30 分の間で申込書の作成を急がせ、明らかに説明義務を怠った。
- (2) 営業担当者は、被保険者に無断で被保険者名を使用することを強く指示し、夫の注意に
もかわらず、被保険者（長男）の氏名の代筆を依頼してきた。その後、長男に面接もせ
ず、同意の意思の確認もとらなかった。
- (3) 保険会社も営業担当者も、本件につき不適正な行為があったことを認めている。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は、申立契約の募集にあたり、申立人とその夫に、商品や重要事項等（元本保
証がない点を含む）の説明を行い、パンフレット・約款・申込書のお客様控えを渡して
おり、申立人の主張する虚偽の説明を行なった事実は認められない。
- (2) 募集人は、本件契約の募集にあたり、被保険者と面接せず、加入同意も確認していな
いが、募集にあたって、同席し、被保険者欄に代筆した申立人の夫は、10 余年にわたっ
て、当社に勤務し募集人のキャリアを有している。

その後の事情からも、申立人側は、被保険者の同意がなければどのような効果が生じる
かについて十分理解のうえ、特別勘定商品である当該保険契約を継続してきたにもかか
わらず、経済環境の推移によって運用成績の悪化が顕著になった段階で、それまでの態
度を翻し、被保険者不同意を主張していることが明らかなので、申立人の取消請求は不
当である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、法的には、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号（不実告知）
に基づく契約の取消および民法 95 条の錯誤による無効、被保険者の不同意による無効の主
張である（商法 674 条 1 項）と解し、申立書、答弁書等書面の内容にもとづき審理した。

その結果、裁定審査会が認定した事実により、下記①～③の事情を踏まえて、当審査会より、
相手方会社に和解案を提示したところ、相手方会社よりこれに応ずる旨の申し出があったこと

から、生命保険相談所規程第 41 条第 1 項により、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書を締結し解決した。

①申立契約が、被保険者の同意を得ないで締結された契約であることは明らかである。

②商法 674 条は、他人を被保険者とする死亡保険契約については、被保険者の同意を要求しており、その趣旨は、モラルリスクや賭博保険の防止等を目的とする公序に関する規定であるため、強行規定であるとされ、同意のない保険契約は、無効であるとされている。

③よって、被保険者の同意を得ずして、その住所・氏名を代筆した申立人の夫がかつて相手方会社に勤務していたことは、その効力に影響を与えない。